

泉大津市事業用貨物車両等 燃料価格高騰対策支援金事業

Q & A

- ◎ この支援金は課税の対象となりますか？

▲ この支援金は用途に制限がありませんので、課税所得となり税務申告の対象となります。
- ◎ 支援金は申請書を提出してからいつ頃に支給されますか？

▲ 申請書の提出後、不備がなければ、翌月の下旬に指定された口座に振り込む予定です。
- ◎ 事業に使用している貨物用車両の自動車検査証内の「自家用・事業用の別」欄が「自家用」となっていますが、当該車両は対象となりますか？

▲ 対象となる車両は、「事業用」で登録されているものが対象となりますので、「自家用」は対象とはなりません。
- ◎ 自動車検査証の「使用の本拠の位置」は泉大津市内だが、「使用者」は泉大津市外の場合は申請可能ですか？

▲ 「使用の本拠の位置」が泉大津市内であれば、使用者欄が泉大津市外であっても申請可能です。
- ◎ 現に使用しているのは泉大津市内だが、自動車検査証内の「使用の本拠の位置」欄には泉大津市外の住所となっている場合は、対象となりますか？

▲ 「使用の本拠の位置」欄が泉大津市外の住所の場合は、対象外となります。但し、申請期間中(11月30日まで)に自動車検査証の「使用の本拠の位置」を現に使用している場所に変更手続きした自動車検査証の写しを提出いただければ対象とします。
- ◎ 申請できる車両の台数に上限はありますか？

▲ 台数に上限はありません。1事業者につき1回限りの申請となりますので、車両の申請漏れがないようご注意ください。
- ◎ 泉大津市内で複数の事業所を有しているがどう申請すればよいですか？

▲ 泉大津市内に複数の事業所を有している場合は、市内全事業所分を合算して申請してください。
- ◎ 自社の事業活動のために、リース車両を使用している場合は、対象となりますか？

▲ 対象となります。その場合は、使用者の氏名又は名称が申請者、使用の本拠の位置が泉大津市内のものが対象となります。
- ◎ 廃業・休業している場合は、支援金の対象となりますか？

▲ 本支援金の申請時点で廃業または、3年以上事業継続の意思がない場合には対象外となります。
- ◎ 本社は泉大津市外ですが、泉大津市内に営業所があります。対象となりますか？

▲ 泉大津市内に事業所がある場合は、その他の要件を満たせば対象となります。
- ◎ 個人事業者ですが住所は泉大津市外で、事業所も泉大津市外である場合は、対象となりますか？

▲ 対象となりません。泉大津市内に事業所がある必要があります。
- ◎ ローンを設定しており所有権が留保されている車両の場合は対象となりますか？

▲ 対象となります。その場合は、使用者の氏名又は名称が申請者、使用の本拠の位置が泉大津市内のものが対象となります。
- ◎ バイクは対象となりますか？

▲ 原動機付自転車及び2輪自動車等のいわゆるバイクは対象となりません。
- ◎ 自動車検査証の写しは、申請する車両全てを提出する必要がありますか？

▲ 申請する車両全ての自動車検査証の写しを提出してください。

事業用貨物車両等 燃料価格高騰対策支援金

申請期間

令和5年 9月1日 ~ 令和5年 11月30日 (必着)

本支援金は、ガソリン等の燃料費の影響を受ける運輸業を営む泉大津市内製造業者をはじめとする事業用貨物車両等を所有する泉大津市内製造業者の事業継続及び雇用維持を図るため、事業用貨物車両等を所有する事業者に対して、支援します。

給付額上限
1台あたり
大型自動車

5万円

※1回限り

中型自動車
3万円

他

募集要項

問合せ先 泉大津商工会議所

〒595-0062 大阪府泉大津市田中町10番7号
TEL.0725-23-1111 FAX.0725-23-1115

詳しくは、ホームページをご覧ください
<https://izumiotsu-shienkin.com>



泉大津市事業用貨物車両等燃料価格高騰対策支援金募集要項

この支援金の交付については、「泉大津市事業用貨物車両等燃料価格高騰対策支援金事業実施要綱」の定めによるほか、この要項により行う。

1 支援金の目的

本支援金は、ガソリン等の燃料費の影響を受ける運輸業を営む泉大津市内事業者をはじめとする事業用貨物車両等を所有する泉大津市内事業者の事業継続及び雇用維持を図るため、事業用貨物車両等を所有する事業者に対して、支援金を交付するものとする。

2 申請要件

この支援金を申請しようとする者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- 泉大津市内で事業を営んでいること。
- 申請日時点で申請者自身が事業を営んでおり、今後も3年以上、事業を営む意思を有すること。
- 泉大津市税を滞納していないこと。

3 交付の対象外

以下の要件のいずれかに該当する者は、交付の対象外とする。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- 公序良俗に反する等交付することが適当でない事業を行う者
- 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業を行う者

4 支援金の対象となる車両

支援金の対象となる車両(以下「支援対象車両」という。)は、令和5年9月1日時点で有効な自動車検査証の交付を受けており、かつ自動車検査証が次に掲げる要件を全て満たす車両とする。

自動車検査証の記載事項	対象要件
登録年月日/交付年月日	令和5年9月1日以前
自動車の種別	「普通」「小型」「軽自動車」
用途	「貨物」「乗合」
自家用・事業用の別	「事業用」
使用者の氏名又は名称、住所	申請者と同一の法人又は個人
使用の本拠の位置	泉大津市内の住所地
有効期間が満了する日	申請書提出日以降

但し、次に掲げる要件のいずれかに該当する車両は交付の対象外とする。

- 道路交通法で定める自動車のうち、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び二輪自動車
- 販売用自動車、レンタカー(カーシェアリングを含む)及びこれらに類する車両
- 被牽引車など原動機を有しない車両

5 支援金の額

支援金の交付額は、支援対象車両の台数に別表に定める区分に応じた金額を乗じて得た額の合計金額とする。但し、支援金の申請は、1事業者につき1回限りとする

支援対象車両の種		車両区分 1台あたりの給付額	
道路交通法で定める【大型自動車】	車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上又は乗車定員30人以上	A	50,000円
道路交通法で定める【中型自動車】【準中型自動車】	車両総重量3.5トン以上11トン未満、最大積載量2トン以上6.5トン未満又は乗車定員30人未満	B	30,000円
道路交通法で定める【普通自動車】	他のいずれにも該当しない自動車	C	20,000円
	【軽自動車】	D	10,000円

6 申請方法

この支援金を申請しようとする者は、実施要綱及び本要項の規定に基づき、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- 申請書(様式第1号)
- 申請書(別紙)
- 誓約・同意書(様式第2号)
- 確定申告書又は法人の履歴事項全部証明書
- 対象となる自動車検査証の写し(登録年月日、所有者・使用者情報の記載がない場合は、自動車検査証記録事項の写しも追加で添付すること)
- 申請者の本人確認証の写し
- 支援金振込口座の通帳の写し
- その他泉大津市長が必要と認める書類

(2) 提出先及び問合せ先

泉大津商工会議所 〒595-0062 大阪府泉大津市田中町10番7号
TEL:0725-23-1111 FAX:0725-23-1115
メール:kamotsu@izumiotsu-shienkin.com

(3) 提出方法

提出先窓口へ持参、郵送又はオンラインによる申請とする。

郵送にて手続きをされる場合は追跡可能な方法(レターパックや特定記録郵便など)を用いて送ること。

不達や事故等で11月30日までに到着せず、支援金申請手続きが出来なかった場合、泉大津市及び泉大津商工会議所はその責を負わない。

支援対象車両が15台以上の場合、車検証の写しと申請書(別紙)をメールにて提出すること。

(4) 申請期間

申請期間 令和5年9月1日から令和5年11月30日(必着)まで

受付時間 窓口・郵送の場合 9時から17時まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く。

オンラインの場合 24時間 ※11月30日23時59分まで

7 支援金の決定

- 支援金の交付決定は、申請内容について審査を行い、適正と認める場合に通知及び交付する。
- 申請内容に疑義がある場合には、申請者に対して必要な資料や説明を求める。
- 審査により支援金を交付することが不適当と認めるときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知する。

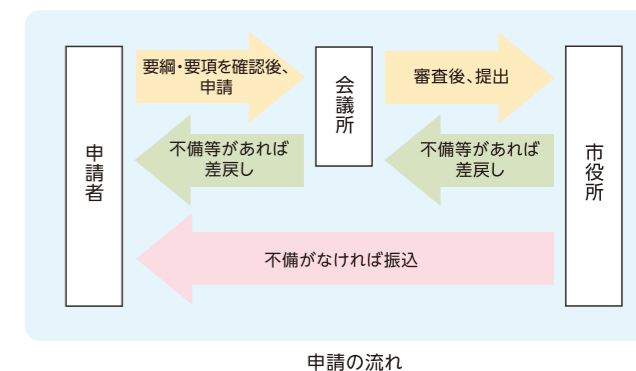
8 遵守義務

申請者は、事業の継続に努めなければならない。

9 支援金の返還

申請者が次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 法律又は泉大津市事業用貨物車両等燃料価格高騰対策支援金事業実施要綱に違反したとき。
- 偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
- 前2号に掲げる場合のほか、泉大津市長が不適当と認めるとき。



10 その他

- 本支援金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、訪問等により事業所及び生産施設等の状況に関する調査を行うことがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。
- 個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者を提供することがあります。
- 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、泉大津市(事務を委託する事業者を含む。)が補正をすることがあります。
- 申請内容に不備があった場合、申請者に連絡します。泉大津市が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
- 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により泉大津市が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。

提出書類の留意事項

■ 本人確認書類の写し

○氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類(有効期限内のもの)の写しを提出してください。

・法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。

※例:運転免許証(表・裏両方)、運転免許経歴証明書、パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄)、各種健康保険証(表・裏両方)、マイナンバーカード(表面・写真の面)

■ 振込先確認書類

○支給申請書(様式第1号)記載の金融機関と同じものを提出してください。

・金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。

・振込先の口座名義は、申請者本人の名義(法人の場合は当該法人名義)に限ります。

・通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、通帳がない場合(*)は振込先口座を確認できるもの

※例:当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できるいずれかの書類(当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書)、ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

実施要綱をよくご覧のうえ、申請してください。

詳しい内容、オンラインでの申請、申請書等ダウンロードは公式ホームページをご覧ください ▶

